

植草学園大学附属高等学校 いじめ防止基本方針

[平成27年7月24日理事長決定]

第1 目的

この方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成26年条例第31号）に基づき、植草学園大学附属高等学校（以下「附属高校」という。）における生徒に係るいじめ防止に関し、基本的事項を定めることを目的とする。

第2 対応方針

附属高校は、いじめが重大な人権侵害でありながら、社会共同生活の様々な場面で起こりうるという社会の実情を踏まえ、生徒の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、事案全般について適切に対応する。

附属高校は、「德育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かな、たくましい人間の形成を目指すとともに、誠実で、道徳的実践力のある人材を育成する」という学園建学の精神に基づき、いじめという方法を用いることなく社会共同生活を行い、また、いじめ被害に遭った場合には、適切に支援を求めることができるよう力を持つための教育を第一に考えることとする。

第3 早期発見の措置（学校の責務）

1. 附属高校及びその教職員は、全ての生徒が、いじめ等のない環境において安心して学習その他の活動に取り組むことができるようするため、保護者、地域住民、児童相談所、その他との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに必要な指導及び支援をする責務を有する。（アンケート調査その他の方法による。）
2. 附属高校及びその教職員は、いじめ以外の事由により困難に直面している生徒に対しても、必要な指導と支援を行うものとする。

第4 相談体制の整備

生徒の学校内外における問題について日常的に相談できる雰囲気作りに努めるとともにその体制を構築する。

第5 インターネット等によるいじめに対する対策の推進

情報通信手段を利用して行われるいじめを予防するための啓発教育を行う。

第6 いじめ防止組織の設置（実効策）

いじめ防止のため、学校運営委員会構成員に養護教諭等を加えた、「いじめ防止等対策会議」を置く。

個別の案件については、生徒指導部が対応する。

1. いじめ防止等対策会議は、いじめの防止等に向けた次の取組みを実施するために必要な措置を行う。
 - 一 生徒に対する定期の啓発活動
 - 二 生徒に対する定期の調査
 - 三 教職員の資質向上のための研修
 - 四 その他いじめの防止・対応に関する必要な事項

2. 校長は、前項の取組みの内容及び結果について、適宜、理事長（常務会）に報告するものとする。
3. 個別のいじめ等の事案については、次により対応する。
 - (1) 生徒に対するいじめの存在を疑う事案がある場合、教職員は、生徒指導部に対し必要な報告を行う。
 - (2) 生徒指導部は、本校の生徒に対するいじめを疑うべき事案を把握した場合、事実確認等必要な調査を行う。
 - (3) 生徒指導部は、事案に対する調査結果を踏まえ、関係者に対し、次の指導及び支援等を行う。
 - ① いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言
 - ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると思われる場合は所轄の警察署と連携を図ること。
 - (4) 生徒指導部は、事案の内容、調査結果及び行った指導等を学校運営委員会に報告する。
 - (5) 校長は、いじめを行った生徒に対する学則上の懲戒又は出席停止等の教育上必要と認められる措置を行う。
 - (6) 校長は、事案について、適宜、理事長に報告するものとする。

第7 重大事態への対応

校長は、重大事態に対処し、また、重大事態と同様の事態の発生の防止のため、次に掲げる措置を行い適切に対応する。

- ※ 重大事態 ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

1. 速やかにいじめ防止等対策会議を開催し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係の調査を行う。
2. 事実関係の調査を行ったときは、当該調査に係る生徒及びその保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
3. 重大事態の疑いがある場合は、直ちに理事長及び千葉県知事（千葉県総務部学事課）に報告する。

第8 取組の学校評価への反映

学則に定める学校評価を行うに当たり、いじめに関する事実隠蔽、実態把握、対応措置の適切性、早期発見及び再発防止に関する取組等について適正に評価されるよう努める。

第9 改廃

本方針の改廃は、常務会の協議を経て理事長が行う。

第10 実施

この方針は、平成27年7月24日から実施する。